

ふくしまカーボンニュートラル実現会議設置要綱

(目的)

第1条 2050年度までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすることを旨とする「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、県民、民間団体、事業者、行政等がオール福島で連携して取り組むことを目的として、ふくしまカーボンニュートラル実現会議（以下「実現会議」という。）を設置する。

(活動)

第2条 実現会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化対策の相互連携に関する事項
- (2) 地球温暖化対策のための共通理解の促進に関する事項
- (3) 地球温暖化対策の意見交換及び情報交換に関する事項
- (4) その他実現会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 実現会議は、第1条の目的に賛同する団体及び学識経験者等をもって構成し、それぞれがカーボンニュートラルの達成に向け、自らの取組を積極的に実施するものとする。

- 2 実現会議の会議は、総会及び企画委員会とする。
- 3 実現会議を、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条に基づく「地球温暖化対策地域協議会」とする。
- 4 実現会議には、必要に応じ、部会を設置することができるものとする。

(代表等)

第4条 実現会議に代表及び副代表を置く。

- 2 代表は福島県知事とし、会議を総括する。
- 3 副代表は、別表1に掲げる者をもってその職に充てる。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

(総会)

第5条 総会は代表が招集する。

- 2 代表は、必要に応じて、第3条に規定する者以外の者の出席を求めることができる。

(企画委員会)

第6条 実現会議の円滑な運営を図るため、企画委員会を置く。

- 2 企画委員会に委員長を置き、委員長は県生活環境部長とする。
- 3 委員は、別表2に掲げる組織の中から、代表が選任する。

- 4 委員長は、会議を招集し、委員長が議長となる。
- 5 委員長は、必要に応じて、第2項に規定する者以外の学識経験者の出席を求めることができる。
- 6 企画委員会の決議は、これをもって総会の決議とする。ただし、委員長が重要と認める事項については、この限りではない。

(事務局)

第7条 実現会議の事務局は、福島県生活環境部環境共生課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実現会議の運営に関して必要な事項は、代表が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 地球にやさしい“ふくしま”県民会議設置要綱は廃止する。

(別表 1)

福島県市長会	会長
福島県町村会	会長
福島県商工会議所連合会	会長
福島県商工会連合会	会長
福島県中小企業団体中央会	会長
福島県農業協同組合中央会	会長
福島県消費者団体連絡協議会	会長
公益社団法人福島県トラック協会	会長
公益財団法人福島県産業振興センター	エネルギー・エージェンシーふくしま 代表
福島県森林組合連合会	会長

(別表 2)

福島県消費者団体連絡協議会
福島県生活協同組合連合会
東北電力株式会社福島支店
公益財団法人福島県産業振興センター エネルギー・エージェンシーふくしま
一般社団法人福島県銀行協会
福島県商工会議所連合会
福島県商工会連合会
福島県中小企業団体中央会
福島県農業協同組合中央会
一般社団法人福島県建設産業団体連合会
日本チェーンストア協会東北支部
公益社団法人福島県トラック協会
公益社団法人福島県バス協会
一般社団法人福島県産業資源循環協会
福島県教育委員会
福島県市長会
福島県町村会
福島県森林組合連合会
福島県地球温暖化防止活動推進センター